

第52回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報



開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル 2階 会議室

インターネット等または書面による議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時30分

機関投資家の皆様には株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

株主様へのお願い

- ・ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・インターネット等又は郵送により事前に議決権行使ができますので、ぜひご利用いただき、ご自身の健康状態をご考慮のうえ株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第52回定時株主総会を
2023年6月28日（水曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長 遠藤邦彦



目次

第52回定時株主総会招集ご通知	2	▶連結計算書類	
[株主総会参考書類]		連結貸借対照表	35
▶議案及び参考事項		連結損益計算書	36
第1号議案 剰余金の処分の件	6	▶計算書類	
第2号議案 監査役3名選任の件	7	貸借対照表	37
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	13	損益計算書	38
第4号議案 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	14	▶監査報告書	
▶事業報告		連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告書 謄本	39
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項	15	会計監査人の監査報告書 謄本	41
Ⅱ 会社の株式に関する事項	24	監査役会の監査報告書 謄本	43
Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項	24		
Ⅳ 会社役員に関する事項	25		
Ⅴ 会計監査人に関する事項	30		
Ⅵ 会社の体制及び方針	31		

大阪府大阪市中央区本町一丁目6番19号

株式会社 遠藤照明

代表取締役社長 遠藤 邦彦

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.endo-lighting.co.jp/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」の「株主総会情報」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6932/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「遠藤照明」又は「コード」に当社証券コード「6932」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁及び5頁の「議決権行使についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日時	2023年6月28日（水曜日）午前10時
2 場所	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号 ENDO堺筋ビル 2階 会議室
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第52期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第52期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
4 招集にあたっての決定事項	<ul style="list-style-type: none">・インターネット等による方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案について賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトによる旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年6月28日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月27日（火曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月27日（火曜日） 午後5時30分到着分まで</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 郵中
株主総会日 議決権の数 XX股
××××年××月××日

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

● 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
● 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

第2号議案

● 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
● 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

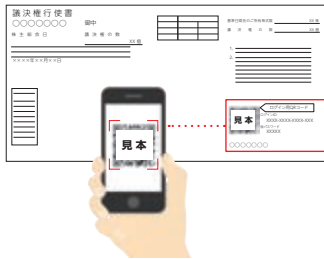
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業基盤の強化並びに将来の事業展開のための内部留保や今後の収益見通しなどを総合的に勘案し、1株につき15円といたしたく存じます。

これにより、年間配当金は、中間配当金（1株につき15円）と合わせまして、1株につき30円となります。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金15円
配当総額	221,642,535円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)
1	くぼ あきら 久保 章 新任	顧問	—	—
2	むらい じゅん 村井 潤 再任 独立役員 社外監査役	社外監査役	18/18回 (100%)	13/13回 (100%)
3	こう ざき やす お 神崎 泰郎 再任 独立役員 社外監査役	社外監査役	17/18回 (94.4%)	11/13回 (84.6%)

候補者番号

1

く ぼ
久保

あきら

章

(1961年4月8日生)

新任

略歴及び地位

- 1985年 4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）入社
- 2012年 4月 パナソニック株式会社アプライアンス社 コールドチェーン事業部 経理部長
- 2015年 6月 同社内部統制推進室 国内流通担当部長 兼パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社 監査役
- 2019年 4月 パナソニック株式会社本社 ビジネスインキュベーションセンター所長
- 2021年 4月 パナソニックET ソリューションズ株式会社取締役・経営管理担当（パナソニック株式会社より出向）
- 2022年 6月 同社経営管理部長
- 2023年 4月 当社入社 顧問
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査役候補者とした理由

久保章氏は、松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）において、長年にわたる経理業務の経験を有し、その後、事業部の経理責任者を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、関連会社の取締役、監査役の経験及び経営管理、内部統制等に関する知見も有していることから、財務及び会計面を中心に幅広く経営全般の監査の職務を遂行できると判断し、監査役候補者としております。



所有する当社株式の数
0株

取締役会出席回数
-/-回

監査役会出席回数
-/-回

候補者番号

2

むら い
村 井

じゅん
潤

(1961年12月19日生)

再任

独立役員

社外監査役

略歴及び地位

- 1993年 4月 大阪弁護士会登録
- 1993年 4月 久保井法律事務所（現 久保井総合法律事務所）入所
- 1997年 6月 同所退所
- 1997年 6月 村井法律事務所開設（現任）
- 2007年 6月 ケイエス冷凍食品株式会社監査役
- 2007年 6月 大阪府信用農業協同組合連合会員外監事（現任）
- 2015年 6月 当社監査役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

村井法律事務所 弁護士



所有する当社株式の数

500株

取締役会出席回数

18/18回

監査役会出席回数

13/13回

社外監査役候補者とした理由

村井潤氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、食品会社及び金融機関において社外監査役及び員外監事としての経験も有しております。また、2015年6月に当社監査役に就任し、独立かつ中立の立場からその職責を果たしており、その専門的見地と経験から、引き続き法務面を中心とした監査の職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としております。

候補者番号 こう ざき やす お
3 神崎泰郎 (1956年8月22日生)

再任

独立役員

社外監査役

略歴及び地位

1980年4月 住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社
 1999年6月 株式会社イオン工学研究所 管理部長出向
 2004年4月 同社転籍
 2006年6月 株式会社グリーンベンチャー21入社
 2009年6月 同社取締役総務部長
 2014年6月 同社常務取締役総務部長兼お客様サービスセンター長
 2016年4月 三笠産業株式会社入社
 2019年5月 ペリオセラピア株式会社入社
 2019年6月 当社監査役（現任）
 2020年1月 ペリオセラピア株式会社取締役経営企画部長
 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外監査役候補者とした理由

神崎泰郎氏は、鉄鋼会社において事業企画部門を中心に従事し、その後も事業会社での取締役及び管理部門の責任者を担うなど、多様な経験を有しております。これらの経験から得た知見に加え、2019年6月に当社監査役に就任しており、独立かつ中立の立場から、引き続き経営全般の監査の職責を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としております。



所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

17/18回

監査役会出席回数

11/13回

- (注) 1.各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2.村井潤、神崎泰郎の両氏は、社外監査役候補者であります。
 3.村井潤氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 4.神崎泰郎氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5.村井潤、神崎泰郎の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、村井潤、神崎泰郎の両氏が監査役に再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
 6.当社は村井潤、神崎泰郎の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について、責任限定契約を締結しており、村井潤、神崎泰郎の両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、久保章氏の選任が承認された場合には、久保章氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 7.当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考

遠藤照明 社外役員の独立性判断基準

株式会社遠藤照明（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員（候補者含む。以下、同じ）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって独立性を有しないものとみなします。

1. 過去10年間のいずれかの事業年度において、当社グループの業務執行者（注1）であった者
2. 当社グループとの取引の支払額または受取額が、直近3事業年度において、連結売上高の2%以上を占めている法人、組合等の団体に所属する業務執行者
3. 当社グループの借入金残高が、直近3事業年度において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%以上を占めている金融機関の業務執行者
4. 当社グループから多額の寄付（直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上）を受けている法人、組合等の団体に所属する業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭（直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上）、その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等
6. 当社の大株主（注2）、または大株主である法人、組合等の団体に所属する業務執行者
7. 当社グループが大株主である法人、組合等の団体に所属する業務執行者
8. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
9. 上記1. から8. までのいずれかに該当する者が重要な者（注3）である場合において、その配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者
10. 過去3年間において、上記2. から9. までのいずれかに該当していた者
11. その他、当社と利益相反関係が生じる恐れがあるなど、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

以上

注1：「業務執行者」とは、現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

注2：「大株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

注3：「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員及び部長格以上の上級管理職をいう。

ご参考：取締役・監査役のスキルマトリックス

本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成、並びに各役員に特に期待する経験や専門性は以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は取締役及び監査役が有する全ての知識や能力、経験を表すものではありません。

	氏名	性別	企業経営・ 経営戦略	財務・会計・ 税務	技術開発	製造・供給	事業戦略・販売・ マーケティング	グローバル ビジネス	法務・ コンプライアンス	内部統制・ ガバナンス	IT・ デジタル	サステナ ビリティ・ESG
取 締 役	遠藤 邦彦	男性	●		●		●	●				
	菱谷 清	男性			●	●		●				●
	杉坂 真志	男性	●	●			●		●			
	馬場 孝夫	男性	●		●	●				●		
	宮下 律江	女性	●				●				●	●
監 査 役	久保 章	男性		●				●		●		
	村井 潤	男性							●	●		
	神崎 泰郎	男性					●			●		

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

さ か た ひ で た か
坂田 秀隆 (1959年11月29日生)

独立役員

補欠社外監査役

略歴及び地位

1982年 4 月 坂田秀治会計事務所入所
 1984年 9 月 同所退所
 1984年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
 1988年 3 月 公認会計士登録
 1997年 6 月 監査法人トーマツ事業開発部(現 デロイトトーマツファイナンシャル
 アドバイザリー合同会社)異動 シニアマネジャー
 2000年 6 月 同社パートナー
 2019年 1 月 同社退職
 2019年 1 月 株式会社MAGIC代表取締役（現任）
 2020年 6 月 dep. FAS合同会社代表社員（現任）
 現在に至る

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

—/—回

監査役会出席回数

—/—回

重要な兼職の状況

株式会社MAGIC代表取締役
 dep. FAS合同会社代表社員

補欠の社外監査役候補者とした理由

坂田秀隆氏は、公認会計士として、企業会計に精通しており、高度な専門知識及び幅広い見識により培われた経験を有していることから、当社の監査の職務遂行に適任であると判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 坂田秀隆氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 坂田秀隆氏は補欠社外監査役候補者であります。
 3. 株式会社MAGIC及びdep. FAS合同会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
 4. 坂田秀隆氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 5. 坂田秀隆氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、坂田秀隆氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される監査役藤田和男氏に対し、在任中の労に報いるため、当社内規の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

ふじ た かず お

藤田和男





略歴

2011年6月 当社常勤監査役（社外）
現在に至る

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

売上高	457億31百万円 前期比 12.5% 増 	営業利益	30億92百万円 前期比 19.2% 減 
経常利益	36億30百万円 前期比 14.6% 減 	親会社株主に 帰属する 当期純利益	29億62百万円 前期比 11.0% 減 

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、物価上昇及び為替変動リスク等の不安要素を抱えつつも、経済活動の正常化が進展しましたが、世界経済においては、ロシア・ウクライナ情勢長期化の影響による原材料及びエネルギー価格の高騰並びに米国の金利動向に影響を受けた為替の急激な変動等、先行き不透明な状況となりました。

このような状況の中、当社グループは、高付加価値空間創造企業として、持続可能でよりよい社会の実現を目指し、高い省エネ性能に加え、顧客価値を創造する光の質を高めた新製品の開発、製造及び販売に注力して参りました。

業界に先駆け製品をLED化して以降、製品のエネルギー効率の継続的な改善は製造メーカーの責務と考え、さらなる高効率照明器具の開発を進めるとともに、サステナビリティ委員会を新たに設置し、“人と地球にやさしい未来の光”の創造に向けて、サステナビリティ経営を推進しております。

また、製造部門においては、環境に配慮した製品の提供を目指し、継続した品質改善活動及び原価低減活動を行うとともに、販売管理費の抑制に努めて参りましたが、為替の急激な変動及び原材料の高騰等の影響を受けました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、過去最高の45,731百万円（前連結会計年度比12.5%の増収）となりました。営業利益は3,092百万円（前連結会計年度比19.2%の減益）、経常利益は3,630百万円（前連結会計年度比14.6%の減益）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,962百万円（前連結会計年度比11.0%の減益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(1) 照明器具関連事業

当セグメントにおきましては、業務用LED照明器具分野で業界トップクラスの品揃えを実現し、高いブランドイメージの確立に努めました。

国内市場については、「LEDZ Pro.5」カタログを発刊し、無線照明コントロールシステム「Smart LEDZ Fit/Fit Plus」及び無線調光調色器具「Tunable LEDZ」の販売促進に注力しました。電気料金の高騰やサステナビリティに関する社会的要請の高まりを背景に、既存照明器具の取り換え需要に加え、新設の商業施設やオフィス等の大型施設向け需要の取込みを強化しました。

また、自然の光、カラー演出、色味調整の三役を1台で備えた次世代無線調光調色器具シリーズ「Synca」の製品群を大幅に拡充し、東京事業所の体験型オフィス「Synca U/X Lab」を活用した積極的な販売活動を展開しました。なお、「Synca U/X Lab」は、2022年度グッドデザイン賞及びGrand Prix du Design Awardsを受賞しております。

急激な円安の進行と原材料の高騰による売上原価への影響への対応として、価格改定を行うとともに、原価低減及び販売管理費削減の取組みを継続して進めました。

海外市場については、英国において「S15」カタログを発刊し、顧客密着型の営業を強化しました。また、アジアでは、既存顧客の深耕に努めるとともにアジア向け製品「sync」と戦略商品「Synca」を活用した営業活動を推進し、設計事務所に対して高級建築市場の開拓を進めました。特にインドでは自社ショールームを開設し、高級住宅向けの営業を強化しました。

この結果、売上高は40,806百万円（前連結会計年度比13.4%の増収）（セグメント間取引含む。以下同じ。）となり、セグメント利益（営業利益。以下同じ。）は3,249百万円（前連結会計年度比24.7%の減益）となりました。

(2) 環境関連事業

当セグメントにおきましては、流通店舗を中心にLED照明の更新提案に注力しました。

昨今の電気料金の高騰及び初期型LED照明のメンテナンス費用の課題を解決するため、既存LED照明から最新のLED照明への更新による消費電力の削減及び店舗体験価値の向上を提案しました。特に既存店のLED照明更新の提案では、調光調色で朝昼夜と時間帯で光の色と明るさを変化させる提案により、居心地がよく且つ消費電力の削減にも考慮したソリューションとして高評価をいただき、調光調色及び次世代無線調光システム「Synca」の採用に繋がりました。

また、営業活動においては動画を活用した展示会でのプレゼンテーションの再配信等、デジタルツールを活用することにも注力し、営業活動の効率向上に努めた結果、レンタル契約実績及び機器販売実績ともに堅調に推移しました。

この結果、売上高は8,841百万円（前連結会計年度比15.6%の増収）となり、セグメント利益は822百万円（前連結会計年度比36.1%の増益）となりました。

(3) インテリア家具事業

当セグメントにおきましては、オフィス市場の開拓に注力し、同市場におけるブランド確立に向けた活動を展開しました。オリジナル家具の制作及び業者開拓、環境にやさしい素材を使った商品を提案しました。

オフィスで使いやすいテーブル及びチェアを拡充し、他メーカーと共同制作したオリジナルスツール及び環境にやさしい素材を使った商材等を取り入れたカタログ「AbitaStyle 12 改定版」を2022年12月に発刊し、更なるAbitaStyleブランドの認知向上を図りました。

また、行動制限緩和による人流回復を受け、ホテル関連の引き合いが増加傾向にあることから、その受注獲得に向けた活動も積極的に進めました。

さらに、国内受注生産品の強化によって納期短縮を図り、原材料及び物流コスト高騰等への対応として価格改定を実施し、梱包材の再利用や輸送方法の見直しによる物流の効率化でコストダウンを進めました。

この結果、売上高は943百万円（前連結会計年度比20.0%の減収）となり、セグメント損失は98百万円（前連結会計年度は2百万円のセグメント損失）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は29億26百万円で、主なものは、新製品に係る金型及びイーシーエムズ株式会社におけるレンタル資産の取得であります。

3. 資金調達の状況

特筆すべきものはありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、顧客のニーズや期待に応えるために会社価値と経営品質の向上を経営目標として掲げ、顧客密着型経営を推進しております。

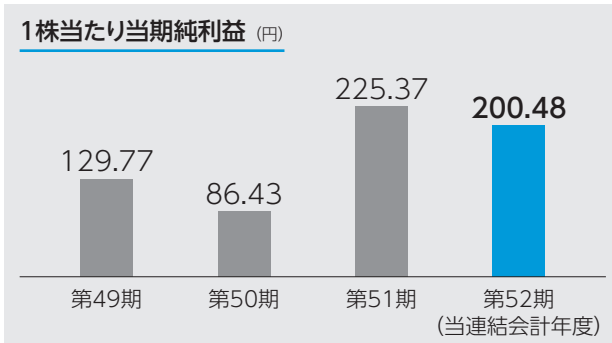
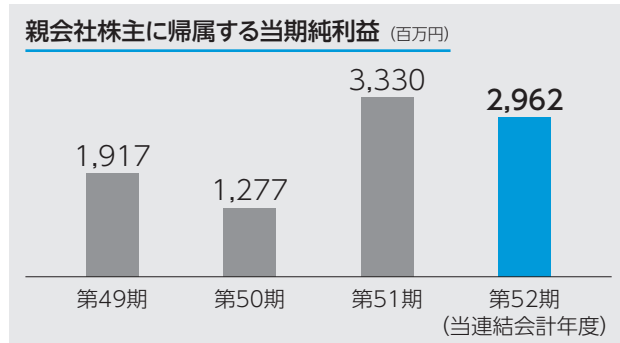
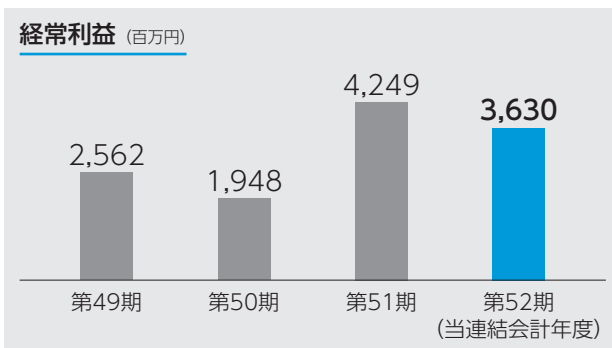
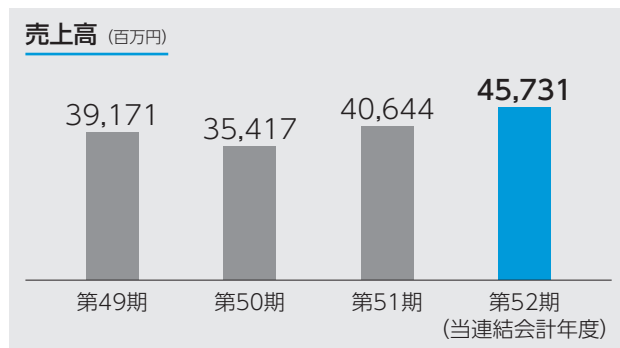
今後、市場競争の更なる激化が予測される環境の下、競争力と組織力の強化を図り、安定した経営体制を構築するために、次の項目に重点を置いて事業経営を推進して参ります。

- ① 商業施設向け照明器具市場で培った製品開発力と事業ノウハウを活かし、業務用照明分野市場において、省エネルギー及び環境保護を重視した高効率LED照明器具のトップメーカーとしての確固たるブランドの確立を図ります。今後は、これまでの光源では行えなかった幅広い光色の再現など独自性の有るLED応用製品の開発を進め、より豊かな光環境の実現に向けたソリューション提案の強化を推進して参ります。
- ② 国内の製造拠点である佐野工場、海外生産子会社であるENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd.及び昆山恩都照明有限公司の3製造拠点において、更なる生産性の向上とコストダウンを実現し世界的なLED照明器具の供給体制の整備を進めます。
- ③ 様々な施設における顧客要望に対し、照明とその関連商材・サービスを通じたソリューションの提案力の強化とともに、IoTを活用した営業システムの構築などを推進し、施主・設計事務所・ゼネコン・サブコンなどからの信頼向上に努めて参ります。
- ④ 欧州・広域アジアへの経営資源の集中により、各地域にフィットした製品・サービスの供給を進め、海外事業を国内事業と並ぶ中核事業に育成して参ります。
- ⑤ 事業の継続的な成長・発展を実現するために、産学協同開発の推進や外部企業とのコラボレーションによる技術開発や共同研究に注力し、光の持つ可能性の追求と実証を進めます。
- ⑥ 連結子会社のイーシムズ株式会社が実施している環境関連事業に関しては、レンタルスキームを活用したソリューション提案に注力するとともに、組織体制の強化と新規商材・サービスを含めたビジネスモデルの開発により、長期的な事業発展につなげて参ります。
- ⑦ インテリア家具・用品については、照明事業のチャンネルを活用した販売促進活動や既製品家具の販売強化などを推し進めるとともに、オフィスなどの新規分野への展開も積極的に行って参ります。
- ⑧ 世界的に不安定な部品供給、高騰する原材料価格などの原価悪化要因に対し、日本国内にとどまらないグローバルな観点で、柔軟かつ強靱な販売体制、製品供給体制の整備について取り組んで参ります。
- ⑨ サステナブルな社会の実現に向けた社会的責任を認識し、会社と社会の持続可能性の両立と中長期的な企業価値向上を目指すため、気候変動、汚染防止、資源循環、水資源、生物多様性などの環境に関する事項、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇などの社会に関する事項、取引先との公正・適正な取引、腐敗防止、コーポレートガバナンス、自然災害等への危機管理などのガバナンスに関する事項について取り組んで参ります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区分	第49期 2020年3月期	第50期 2021年3月期	第51期 2022年3月期	第52期(当連結会計年度) 2023年3月期
売上高 (百万円)	39,171	35,417	40,644	45,731
経常利益 (百万円)	2,562	1,948	4,249	3,630
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,917	1,277	3,330	2,962
1株当たり当期純利益 (円)	129.77	86.43	225.37	200.48
総資産 (百万円)	50,250	50,547	55,595	57,343
純資産 (百万円)	22,310	23,541	28,243	31,535

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第51期の期首から適用しており、第51期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd.	160,000千バーツ	99.9%	照明器具の製造・販売
昆山恩都照明有限公司	19,100千USドル	100.0%	照明器具の製造・販売
イーシームズ株式会社	100,000千円	100.0%	省エネ照明器具及び制御機器のレンタル及び販売
Ansell Electrical Products Limited	50千ポンド	100.0%	照明器具の製造・販売
Ansell (Sales & Distribution) Limited	0千ポンド	100.0%	照明器具の製造・販売

7. 主要な事業内容

当社グループは主に業務用照明器具の製造販売を行っております。
その品目別の主要製品は、次のとおりであります。

照明器具関連事業

品目別	主要製品
業務用照明器具	ダウンライト、スポットライト、シーリングライト、シャンデリア、ペンダント、ブラケット、直管形LEDランプ等
照明制御システム	Smart LEDZ (照明空間マネジメントシステム)



環境関連事業

品目別	主要製品
業務用照明器具	ベースライト、生鮮食品用照明等
照明制御システム	Smart LEDZ (照明空間マネジメントシステム)



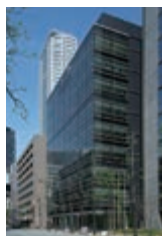
インテリア家具事業

品目別	主要製品
業務用家具、 インテリア用品	チェア、テーブル、ソファ等



8. 主要な営業所及び工場等

		拠 点 : 所 在 地
当 社	本社	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
	主要な事業所	東京（東京都）、大阪（大阪府）
	営業所	札幌（北海道）、仙台（宮城県）、北関東（栃木県）、埼玉（埼玉県）、新潟（新潟県）、横浜（神奈川県）、静岡（静岡県）、名古屋（愛知県）、金沢（石川県）、京都（京都府）、岡山（岡山県）、高松（香川県）、広島（広島県）、福岡（福岡県）、熊本（熊本県）、沖縄（沖縄県）
	研究所	テクニカルセンター（大阪府）
	物流	佐野（栃木県）、水口（滋賀県）、大川（福岡県）
	工場	佐野（栃木県）
子 会 社	営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・イーシームズ株式会社（大阪府） 北海道（北海道）、東北（宮城県）、関東（東京都）、中部（愛知県）、近畿（大阪府）、中四国（広島県）、九州（福岡県） ・ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. (タイ) バンコク(タイ)、フィリピン支店(フィリピン) ・恩藤照明設備(北京)有限公司(中国) ・ENDO LIGHTING ACCESSORIES (INDIA) PRIVATE LTD. (インド) ・ENDO Lighting SE Asia Pte.Ltd. (シンガポール) ・ENDO LIGHTING VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム) ・Ansell Electrical Products Limited (英国) Ansell Electrical Products Spain SL (スペイン) ・Ansell (Sales & Distribution) Limited (英国) Ansell (Sales & Distribution) Republic of Ireland Limited (アイルランド)
	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. (タイ) ・昆山恩都照明有限公司(中国)



本社（ENDO堺筋ビル）



大阪事業所（ENDO本町ビル）



佐野工場



中国工場



タイ工場

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	当連結会計年度末従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
照明器具関連事業	1,416（74）	164増（5増）
環境関連事業	61（9）	－（1減）
インテリア家具事業	26（5）	2減（2増）
全社（共通）	49（9）	1増（－）
合計	1,552（97）	163増（6増）

- (注) 1. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
 2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
483（73）名	1名減（14名増）	42.0歳	13.7年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
 3. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 4. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

10. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,031百万円
株式会社三井住友銀行	2,334
株式会社りそな銀行	1,431

II 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,800,000株
- (2) 発行済株式総数 14,776,321株 (自己株式152株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 5,224名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社アーバン	4,933千株	33.38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	895	6.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	694	4.70
日本生命保険相互会社	364	2.46
吉田 知広	358	2.42
遠藤照明従業員持株会	227	1.53
INTERACTIVE BROKERS LLC	160	1.08
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	156	1.05
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS – MARGIN (CASHPB)	154	1.04
株式会社三菱UFJ銀行	150	1.01

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数第2位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠 藤 邦 彦	ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd.代表取締役会長
常 務 取 締 役	菱 谷 清	常務執行役員 開発・品質・生産担当
取 締 役	杉 坂 真 志	常務執行役員 営業本部長 兼 管理本部長
取 締 役	馬 場 孝 夫	ティーベイション株式会社 代表取締役社長
取 締 役	宮 下 律 江	株式会社エターナリア 代表取締役
常 勤 監 査 役	藤 田 和 男	
監 査 役	村 井 潤	村井法律事務所 弁護士
監 査 役	神 崎 泰 郎	

- (注) 1. 取締役馬場孝夫及び宮下律江の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 2. 常勤監査役藤田和男、並びに監査役村井潤及び神崎泰郎の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 3. 常勤監査役藤田和男氏は、経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	北 村 壽	営業本部 副本部長 兼 エリア統括部長
常 務 執 行 役 員	鍛冶谷 栄 司	営業本部 副本部長 兼 東京営業統括部長
執 行 役 員	三 沢 広 実	中央研究所長 兼 技術開発部長
執 行 役 員	奥 村 昌 之	営業本部 環境ソリューション統括部長
執 行 役 員	細 井 秀 人	営業本部 大阪営業統括部長
執 行 役 員	小 川 佳 洋	営業本部 営業企画統括部長
執 行 役 員	高 島 康 行	営業本部 特機開発統括部長
執 行 役 員	大 島 雄 太	海外本部長 兼 ENDO Lighting (THAILAND) Public Co.,Ltd.代表取締役社長
執 行 役 員	永 山 恵 一	イーシームズ株式会社 代表取締役社長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 被保険者の範囲

当社及び子会社・孫会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が(1)の会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図ることの意欲を高めるとともに、インセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案して、総合的に決定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬、役員退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬と役員退職慰労金のみを支給する。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）として支給し、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、執行役員報酬、従業員給与の水準を考慮しながら、経営内容や経済情勢を勘案して決定する。

③ 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、利益の最大化が株主価値向上に資するとの考えから、売上総利益率及び売上高経常利益率を重視し、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、個人別の配分額を計画達成度係数と役職別案分比率から算出して、毎年、一定の時期に支給する。

④ 役員退職慰労金の額の算定方法の決定に関する方針

役員退職慰労金は、基本報酬に基づき、在任役職位数および役職位ごとの係数により慰労金の額を算出し、役員の退任時に当社所定の基準による相当額の範囲内で慰労金を支給することを取締役会に一任する旨の株主総会決議を経たうえで、取締役会決議にて決定する。

⑤ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬は、連結経常利益に基づき基本報酬と別枠で支給するものとし、基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な割合となることを方針とする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、取締役会が指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得て、その具体的内容の決定は代表取締役社長遠藤邦彦氏に委任する。

委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容を考慮して、各取締役の基本報酬の額および各取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬の評価配分を決定する。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議は、1990年6月28日開催の第19回定時株主総会で決議し、その内容は、取締役の年間報酬総額を2億円以内、監査役の年間報酬総額を5,000万円以内としております。なお、第19回定時株主総会終結時点での取締役の員数は10名、監査役の員数は3名であります。また、業務執行取締役に対する業績連動報酬に関する株主総会の決議は、2014年6月27日開催の第43回定時株主総会で決議し、その内容は、業績連動報酬は連結経常利益の1.5%の範囲内で支給するものとし、その上限額は年額2億円以内とは別枠で年額1億円以内としております。なお、第43回定時株主総会終結時点での取締役の員数は12名、監査役の員数は4名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定については、公正性と透明性を確保するため、取締役会が、代表取締役と社外取締役から構成される指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が同委員会の答申内容を考慮し、予め定められた算定方法に従って決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	109 (8)	72 (7)	21 (-)	- (-)	16 (0)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	18 (18)	17 (17)	- (-)	- (-)	1 (1)	3 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。
 2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労金繰入額であります。
 3. 監査役の報酬につきましては、基本報酬のみとし、各監査役の報酬については株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において監査役の協議により決定いたします。
 4. 上記支給額のほか、2022年6月28日開催の第51回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役3名に対し690百万円（うち社外取締役1名2百万円）支給しております。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労金の繰入額352百万円（取締役3名352百万円（うち社外取締役1名2百万円））を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 当社と、取締役馬場孝夫氏が兼職しておりますティーベシオン株式会社との間には、特別の関係はありません。
- ② 当社と、取締役宮下律江氏が兼職しております株式会社エターナリアとの間には、特別の関係はありません。
- ③ 当社と、監査役村井潤氏が兼職しております村井法律事務所との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
取締役	馬場孝夫	18回中18回	13回中4回 (注1)	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に企業経営者として培った企業活動に関する幅広い見識と豊富な経験から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。 また、当社の代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会にも出席し、独立した客観的立場から提言を行うなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	宮下律江	18回中13回 (注2)	13回中3回 (注1,2)	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に企業経営者として培った幅広い見識と社内外での女性活躍推進への取り組みなど豊富な経験から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。 また、当社の代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会にも出席し、独立した客観的立場から提言を行うなど、経営陣の監督に務めております。
常勤監査役	藤田和男	18回中18回	13回中12回	主に出身会社である製造業において培った企業活動に関する見識と経理部門における豊富な経験から、適宜発言を行っております。
監査役	村井潤	18回中18回	13回中13回	主に弁護士としての幅広い知識や経験、また他社での社外監査役等の経験も有しており、法務の見地から、適宜発言を行っております。
監査役	神崎泰郎	18回中17回	13回中11回	主に出身会社である製造業において事業企画部門に従事し、総務、経理などの管理部門の責任者としての経験も有しており、その幅広い豊富な経験から、適宜発言を行っております。

(注) 1. 取締役馬場孝夫及び宮下律江の両氏は、社外取締役として監査役会との緊密な連携を図るため、四半期ごとに監査役会に出席した回数を記載しております。

(注) 2. 取締役宮下律江氏は、2022年6月28日開催の第51回定時株主総会において選任されたため取締役会及び監査役会の開催回数が異なります。
なお、同氏の就任後の取締役会開催回数は13回、監査役会開催回数は9回となります。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を聴取のうえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

3. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月15日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、適宜これを改定しており、2019年3月14日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び執行役員並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役及び執行役員並びに使用人に法令、定款の遵守を周知徹底するとともに、「社員憲章」の輪読やコンプライアンス研修による啓蒙活動を行う。

内部監査室は、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、経営管理の方向性を示すことにより会社の組織的経営を側面から支援するとともに内部統制の信頼性を高めるよう努める。

また、コンプライアンス上の疑義のある行為等の社内報告体制として、内部通報制度を整備し、社内通報窓口とは別に弁護士への外部通報窓口も設けて、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。

各子会社は、法令等を遵守することはもとより自主的に定めた基準に従い業務を遂行する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書については、定款及び取締役会規則、文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存及び管理し、取締役、監査役及び内部監査室は、それらの情報を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、当社グループにおいて、災害等が発生した場合に備えて、規程及び基準の整備を行う等、必要に応じて適宜見直しを図る。リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、コンプライアンスリスク管理委員会を設置し、「リスク管理規程」に則り、各事業部門において自律的にマネジメントを行い、重要な事項についてはコンプライアンスリスク管理委員会に報告する。

内部監査室は当社グループのリスク管理状況を監査し、その結果を当社代表取締役及び各子会社取締役に報告する。

取締役会は定期的に当社グループのリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、重要事項の決定を行うと共に、経営計画、組織体制等の重要な経営課題を協議する。

取締役会における取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を置き、代表取締役と社外取締役をその委員とする。指名・報酬諮問委員会は、「指名・報酬諮問委員会規程」に則り、取締役会の諮問により、取締役の指名・報酬等について審議した結果を取締役会に対して答申する。

業務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。

経営執行会議は、取締役及び執行役員で構成し、取締役会の意思決定が迅速かつ効率的に行われるよう、取締役会付議事項となる重要案件を事前に協議する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、当社から子会社に役員等を配置し、子会社を管理する。

当社と子会社は定期的に生産効率改善会議及び海外拠点レビュー等を行い、当社グループ各社の円滑な情報交換と効率的な事業運営を促進する。

監査役と内部監査室は、子会社の事業規模を勘案して定期的にグループ管理体制を監査し、必要に応じて当社代表取締役及び各子会社取締役に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役の職務が実効的に行われるよう、専任の監査役スタッフを配置する。

監査役スタッフは監査役の職務を補助するものとし、指揮命令は監査役が行うものとする。監査役スタッフの人事及び評価については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び執行役員並びに使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款に違反する行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と決定事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告する。

また、報告を行った取締役及び執行役員並びに使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人に周知徹底する。

(8) 監査役職務の執行の費用の支払いの方針、その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社グループの取締役会及び主要な会議に出席する。また、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人に説明を求めることができる。

また、監査役はその独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を構築し運用する。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、金融商品取引法その他の関係法令に基づき有効性を評価して、この体制の強化・充実を図る。内部監査室は会計監査人と連携して、財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、当社グループは不備があれば速やかに是正するとともに、取締役会等に報告する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固とした姿勢で臨むことを「倫理規程」に掲げ、関係排除に取り組む。反社会的勢力排除に向けた体制は、当社人事総務部を対応部署とし、事案により関係部署と協議のうえ、組織的に対応する。

また、警察、企業防衛協議会及び弁護士等との情報交換や各種研修への参加等により、外部専門機関との連携を強化する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用をしております。当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、取締役及び執行役員並びに使用人に法令、定款の遵守を周知徹底するとともに、「社員憲章」の輪読等による啓蒙活動を行っております。取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する文書については、適切に保存及び管理しており、取締役、監査役及び内部監査室は、それらの情報を閲覧しております。内部通報制度の整備により、社内通報窓口や監査役通報窓口、弁護士への外部通報窓口を設けて、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

内部監査室は、当社グループの業務遂行、コンプライアンスの状況等を監査しております。

(2) 損失の危険に関する取組みの状況

当社は、管理本部長がリスク管理に関する総括責任者の任に就き、当社グループにおいて、災害等が発生した場合に備えて、規程及び基準の整備を行い、適宜見直しております。

各事業部門において自律的なマネジメントを実施し、重要な事項については、コンプライアンスリスク管理委員会へ報告を行い、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

内部監査室は、当社グループのリスク管理状況の監査を行い、その結果を当社代表取締役及び各子会社取締役に報告し、取締役会は当社グループのリスク管理の問題点の把握と改善に努めております。

(3) 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況

当社グループは、取締役会で重要事項の決定と経営計画、組織体制等の経営課題を協議し、職務執行の効率化に努めております。

当社は、当事業年度において取締役会を18回開催した他、会社法及び定款の規定に基づく書面決議を1回実施いたしました。また、経営執行会議は、取締役及び執行役員で構成し、取締役会の意思決定が迅速かつ効率的に行われるよう12回開催した他書面決議を1回実施し、取締役会付議事項となる重要案件を事前に協議いたしました。代表取締役と社外取締役を委員とする指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問により、取締役会の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役の指名・報酬等について、審議した結果を取締役会に対して答申しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取組みの状況

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、当社から子会社に役員等を配置して、子会社を管理しています。当社と子会社は定期的に海外生産拠点経営執行会議や海外拠点課題検討会等を行い、当社グループ各社の業務執行状況を監督しております。

また、取締役や監査役が参加するサステナビリティ推進組織として「サステナビリティ委員会」を置き、気候変動、汚染防止、資源循環、水資源、生物多様性などの環境に関する事項、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇などの社会に関する事項、取引先との公正・適正な取引、腐敗防止、コーポレートガバナンス、自然災害等への危機管理などのガバナンスに関する事項について検討し、サステナビリティ推進における課題や方針等、審議した結果を取締役に對して答申しております。

監査役と内部監査室は、子会社の事業規模を勘案して定期的にグループ管理体制を監査し、必要に応じて当社代表取締役及び各子会社取締役に報告しております。

(5) 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

当社の監査役は、3名全てが社外監査役であり、監査役会を13回開催いたしました。監査役は、取締役等の職務執行を監査するため、当社グループの取締役会等の主要な会議に出席し、取締役会に付議する重要な事項と決定事項が法令及び社内規程に適合していることを確認しております。

また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとって、監査が実効的に行われるよう努めております。

2. 株式会社への支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 事業報告の金額表示（1株当たり当期純利益は除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。また、千株単位の株式数表示は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度 (ご参考)
	2023年3月31日現在	2022年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	35,140	33,368
現金及び預金	12,050	10,787
受取手形	524	617
売掛金	7,862	6,909
商品及び製品	11,358	12,039
仕掛品	272	174
原材料及び貯蔵品	1,236	1,043
その他	1,945	1,883
貸倒引当金	△109	△87
固 定 資 産	22,202	22,227
有形固定資産	16,634	16,405
建物及び構築物	4,564	4,773
機械装置及び運搬具	449	519
レンタル資産	7,146	6,417
土地	3,453	3,468
リース資産	136	190
建設仮勘定	319	514
その他	563	521
無形固定資産	2,871	2,922
ソフトウェア	406	362
のれん	2,368	2,465
その他	97	94
投資その他の資産	2,696	2,899
投資有価証券	72	68
退職給付に係る資産	20	66
繰延税金資産	945	974
その他	1,733	1,915
貸倒引当金	△75	△125
資産合計	57,343	55,595

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度 (ご参考)
	2023年3月31日現在	2022年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	15,965	16,621
支払手形及び買掛金	4,282	5,058
短期借入金	2,850	2,500
1年内返済予定の長期借入金	4,794	4,764
リース債務	66	149
未払金	1,302	1,066
未払法人税等	207	552
賞与引当金	572	597
役員賞与引当金	120	193
製品保証引当金	655	634
その他	1,112	1,104
固 定 負 債	9,842	10,731
長期借入金	8,239	8,503
リース債務	73	97
繰延税金負債	332	734
役員退職慰労引当金	119	453
退職給付に係る負債	251	227
その他	826	714
負債合計	25,807	27,352
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	29,077	26,558
資本金	5,155	5,155
資本剰余金	5,516	5,516
利益剰余金	18,405	15,886
自己株式	△0	△0
その他の包括利益累計額	2,457	1,684
その他有価証券評価差額金	14	10
繰延ヘッジ損益	△67	113
為替換算調整勘定	2,625	1,628
退職給付に係る調整累計額	△114	△67
非支配株主持分	0	0
純資産合計	31,535	28,243
負債及び純資産合計	57,343	55,595

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度 (ご参考)
	2022年4月1日から2023年3月31日まで	2021年4月1日から2022年3月31日まで
売上高	45,731	40,644
売上原価	29,739	24,736
売上総利益	15,991	15,908
販売費及び一般管理費	12,898	12,080
営業利益	3,092	3,827
営業外収益	1,076	634
受取利息及び配当金	105	73
賃貸収入	145	137
為替差益	752	377
その他	73	46
営業外費用	538	212
支払利息	98	116
賃貸収入原価	74	71
デリバティブ評価損	329	－
その他	35	24
経常利益	3,630	4,249
特別利益	2	33
固定資産売却益	2	0
投資有価証券売却益	－	32
特別損失	338	－
役員退職慰労金	338	－
その他	0	－
税金等調整前当期純利益	3,294	4,283
法人税、住民税及び事業税	647	953
法人税等調整額	△314	△1
当期純利益	2,962	3,330
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0
親会社株主に帰属する当期純利益	2,962	3,330

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
	2023年3月31日現在	2022年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	14,525	13,428
現金及び預金	1,195	1,689
受取手形	491	506
売掛金	3,745	3,406
商品及び製品	6,710	5,870
仕掛品	30	34
原材料及び貯蔵品	303	321
前渡金	72	88
短期貸付金	53	30
その他	1,924	1,484
貸倒引当金	△2	△4
固 定 資 産	21,511	20,509
有形固定資産	5,910	6,139
建物	2,585	2,725
構築物	12	17
機械及び装置	46	75
工具器具備品	52	77
土地	3,213	3,242
その他	0	1
無形固定資産	290	255
ソフトウェア	274	240
その他	16	14
投資その他の資産	15,310	14,114
投資有価証券	45	39
関係会社株式	7,947	7,947
関係会社出資金	1,229	1,229
長期貸付金	3,963	3,111
前払年金費用	184	164
繰延税金資産	452	—
その他	1,630	1,769
貸倒引当金	△142	△148
資産合計	36,037	33,937

科 目	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
	2023年3月31日現在	2022年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	12,154	10,764
支払手形	387	409
買掛金	2,975	2,387
短期借入金	2,250	1,600
1年内返済予定の長期借入金	4,424	3,894
未払金	666	876
未払法人税等	—	303
賞与引当金	299	381
役員賞与引当金	28	52
製品保証引当金	641	623
その他	481	236
固 定 負 債	8,652	8,806
長期借入金	8,214	8,108
役員退職慰労引当金	119	453
繰延税金負債	—	104
その他	318	140
負債合計	20,806	19,571
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	15,268	14,248
資本金	5,155	5,155
資本剰余金	5,539	5,539
資本準備金	3,795	3,795
その他資本剰余金	1,743	1,743
利益剰余金	4,573	3,553
利益準備金	21	21
その他利益剰余金	4,552	3,532
繰越利益剰余金	4,552	3,532
自己株式	△0	△0
評価・換算差額等	△37	117
その他有価証券評価差額金	8	3
繰延ヘッジ損益	△45	113
純資産合計	15,231	14,366
負債及び純資産合計	36,037	33,937

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
	2022年4月1日から2023年3月31日まで	2021年4月1日から2022年3月31日まで
売上高	24,445	21,631
売上原価	16,958	13,662
売上総利益	7,486	7,968
販売費及び一般管理費	7,422	7,311
営業利益	64	657
営業外収益	1,783	1,447
受取利息及び配当金	841	744
賃貸収入	152	144
為替差益	588	320
その他	201	237
営業外費用	492	165
支払利息	82	88
賃貸収入原価	74	37
デリバティブ評価損	329	—
その他	5	39
経常利益	1,355	1,940
特別利益	—	32
固定資産売却益	—	0
投資有価証券売却益	—	32
特別損失	338	117
役員退職慰労金	338	—
関係会社株式評価損	—	117
税引前当期純利益	1,017	1,855
法人税、住民税及び事業税	40	266
法人税等調整額	△486	7
当期純利益	1,463	1,580

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 遠 藤 照 明
取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社遠藤照明の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤照明及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 遠藤照明
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 有久 衛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社遠藤照明の2022年4月1日から2023年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、従来から実施しているWE B会議の手法を幅広く活用するなどして、監査役活動の確保に努めました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、定期的に社外取締役を監査役会に招くなどして意思疎通を図るとともに情報を交換し、執行部門への牽制機能の充実強化及び提案機能の強化に努めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、

連結株主資本等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後とも継続して内部統制システムの整備と充実に取り組み、当社グループの体制強化を図ることが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社 遠藤照明 監査役会

常勤社外監査役 藤田和男 ㊞

社外監査役 村井潤 ㊞

社外監査役 神崎泰郎 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪府大阪市中央区
備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル
2階 会議室
[電話] 06-6267-7095



交通のご案内

地下鉄 堺筋線・中央線
「堺筋本町駅」

12番出口 徒歩約1分



当会場では、駐車場・
駐輪場のご用意がござい
ませんので、公共交通機
関等をご利用ください。

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株式会社 遠藤照明

<https://www.endo-lighting.co.jp/>



この招集ご通知は、環境に
配慮し、植物油インキを使用
しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。